

# 牛等由来肉骨粉の肥料利用について

消費・安全局 農産安全管理課

令和7年6月

農林水産省

# 1 これまでの規制の経緯

## ○ 平成13年10月

我が国で初めてBSEが発生したことを受け、牛等由来肥料が、牛用飼料として流用・誤用されるおそれがあったことから、**当該肥料の生産及び工場からの出荷を一時停止**。



- ・蒸製や炭化处理等の加工を行ったものについて、段階的に肥料利用を再開
- ・特定部位等が混入しないものとして、製造工程を農林水産大臣が確認する仕組みを創設

## ○ 平成25年2月～

牛等由来肥料を原料とする肥料の全面的な肥料利用を検討する中で、

- **牛等由来肥料を、飼料に流用・誤用する可能性**
- **牛等由来肥料を、牧草地等に施用し反すう動物が摂取する可能性**

に対するリスク管理措置を前提として食品安全委員会に対して評価依頼。

その後、答申結果を踏まえ平成26年10月に**「原料加工措置又は摂取防止材等の混合」を条件とし、牛の部位を原料とする肥料の利用を全面的に再開**。

○ 令和2年4月には**はめん羊及び山羊**の部位を原料とする**肥料**についても**利用を再開**した。

○ 令和6年9月には**摂取防止材の追加**

○ 現在、牛の部位を原料とする肥料の利用が再開され約10年経過し、BSE発生リスクの低下やリスク管理措置の遵守状況を踏まえて、現状の**管理措置の在り方について、見直しを検討する**。

## 2 牛等肉骨粉等規制に係る基本的な考え方

- ① 牛等※1の特定部位等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で肥料原料が製造されること（原料を受け入れる者は、都度添付される「原料供給管理票」により確認）  
→原料の安全性を確保
- ② 加熱等の原料加工措置※2、または、摂取防止材等の混合がされたものであること（これらの措置を行う前に他の肥料の原料として譲渡する又は引き渡すにあたっては、「肥料原料供給管理票」の添付が必要）  
→牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取に起因するBSE発生を防止
- ③ 肥料の包装等に、施用上・保管上の注意事項を表示するものであること  
→飼料への流用・誤用や牧草地等への施用を防止
- ④ 農林水産省、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が肥料生産業者等への立入検査を実施  
→①～③の遵守状況を確認

※1 本資料においては、牛、めん羊、山羊を意味する

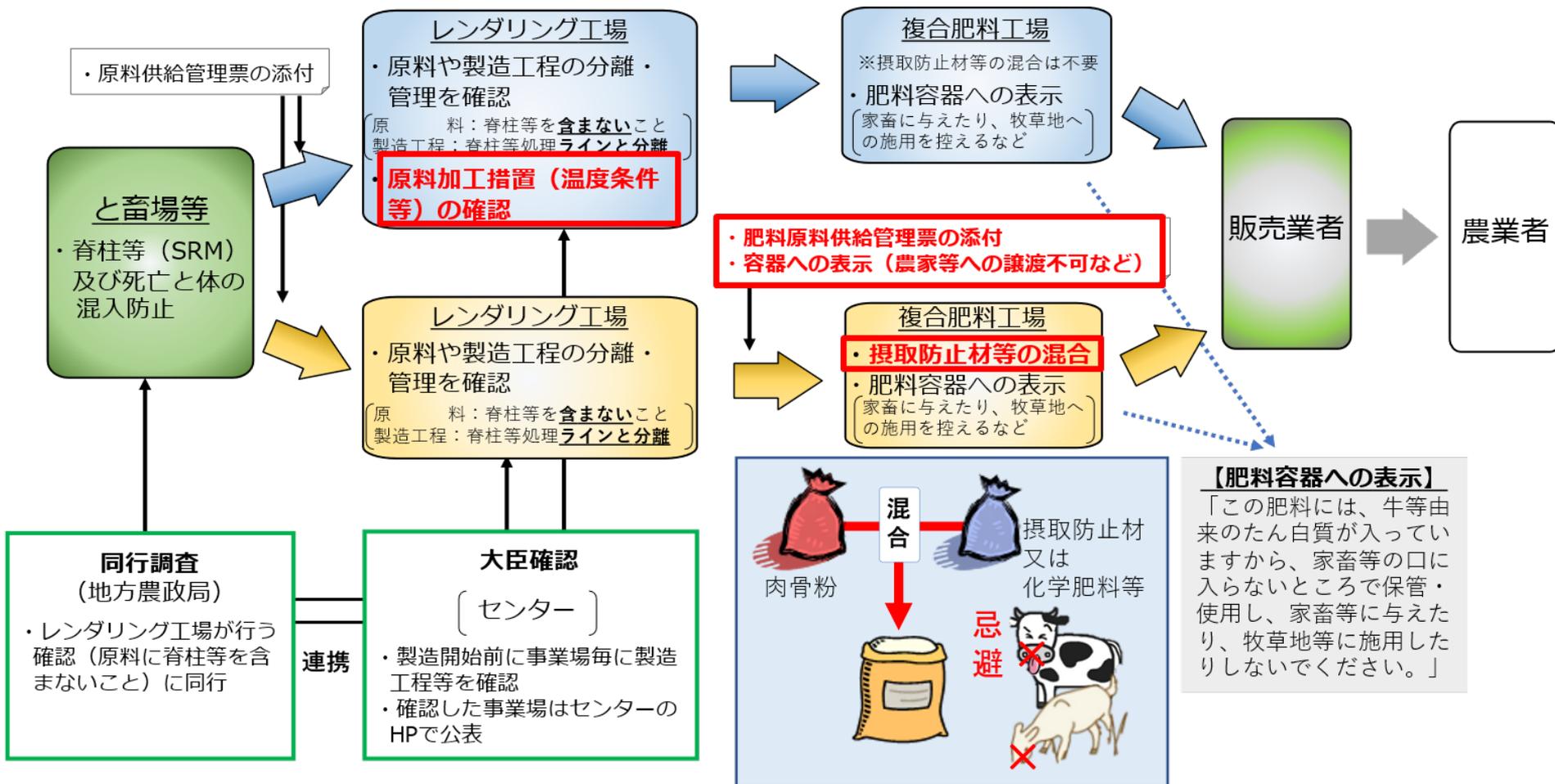
※2 原料加工措置とは、次に掲げる方法のいずれかにより行うもの

- ①空気を遮断し、800℃以上で8時間以上加熱
- ②空気を流通させ、1000℃以上で燃焼
- ③1000℃以上で熔融

- ④アルカリ処理
- ⑤133℃以上及び3気圧以上で20分間以上蒸製
- ⑥（全て実施）脱脂・脱灰・酸処理又はアルカリ処理・ろ過・138℃以上で4秒間以上の殺菌処理

### 3 現行の牛肉骨粉等に係る規制概要

- 牛等のたんぱく質を含む肥料については、BSE対策の一環として生産や流通過程における管理措置を実施。
- 原料からのSRMの除去、牛等による摂取に係る**管理措置**、肥料容器への表示など、流通の各段階での対応が求められる。



農林水産省、都道府県及びセンターによる  
立入検査によって遵守状況を確認

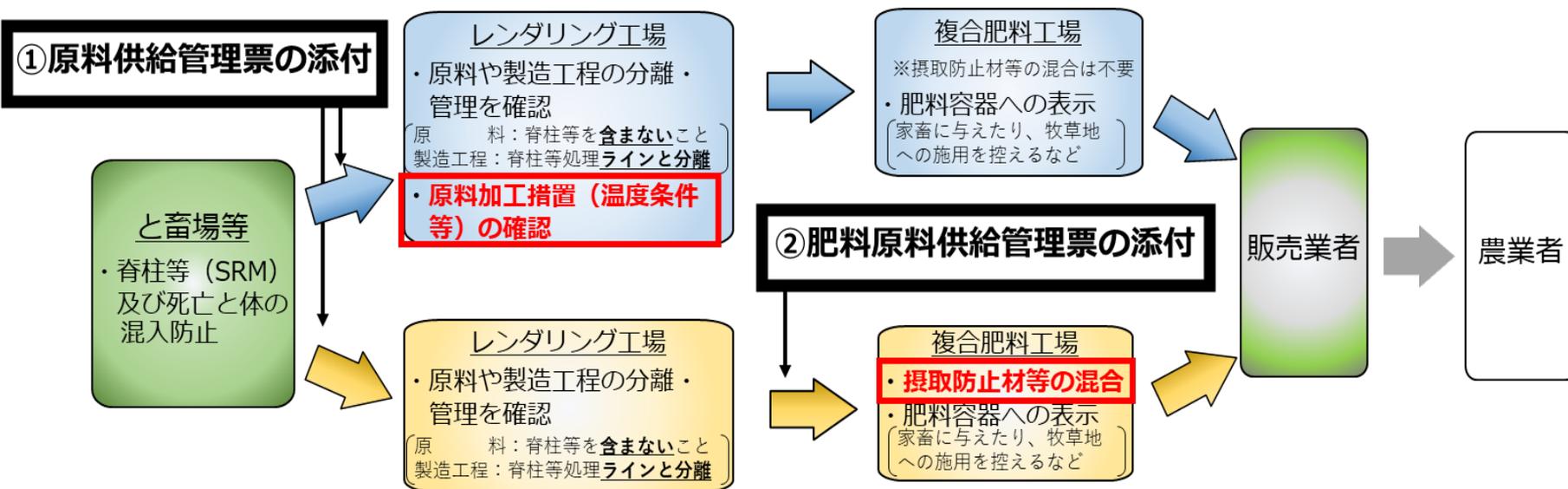
## 4 供給管理票について

### ①原料供給管理票

特定部位等の混入防止措置をしている原料収集先が、**牛等の特定部位等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程によって原料を製造したことを示すもの**

### ②肥料原料供給管理票

管理措置がされる前に他の肥料の原料として出荷される肥料について、**受け入れた工場**で管理措置が必要であることを示すもの



## 5 国内の肥料・飼料をめぐる状況

### 国内の情勢

1. 飼料安全法、家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく飼料規制、飼養衛生管理の徹底、死亡した牛の届出及び検査等によるBSE対策を徹底。
2. 飼料規制等のBSEリスク管理措置の徹底により、2013年以降、我が国はWOAH（旧OIE）による「無視できるBSEリスク国」のステータスを10年以上維持。
3. 平成26年10月以降の畜産農家における飼料の管理状況については、飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び牛等由来肥料の利用に関する確認の結果から、牛等由来肥料の利用実態及び管理措置の遵守状況に係る情報が蓄積されてきた。

昨今、海外からの輸入に依存している肥料原料の調達不安定化及び肥料価格の高騰が生じる中で、国内肥料資源の有効活用が進められており、牛等由来肥料についても利用拡大が期待されている。

## 6 BSEに係る肥料規制の見直し

飼料規制等の徹底により、牛等由来肥料を反すう動物に給与した事例はない。  
肥料容器への注意事項の表示の徹底により、牧草地等に施用した事例もない。



### ○ 見直し予定内容

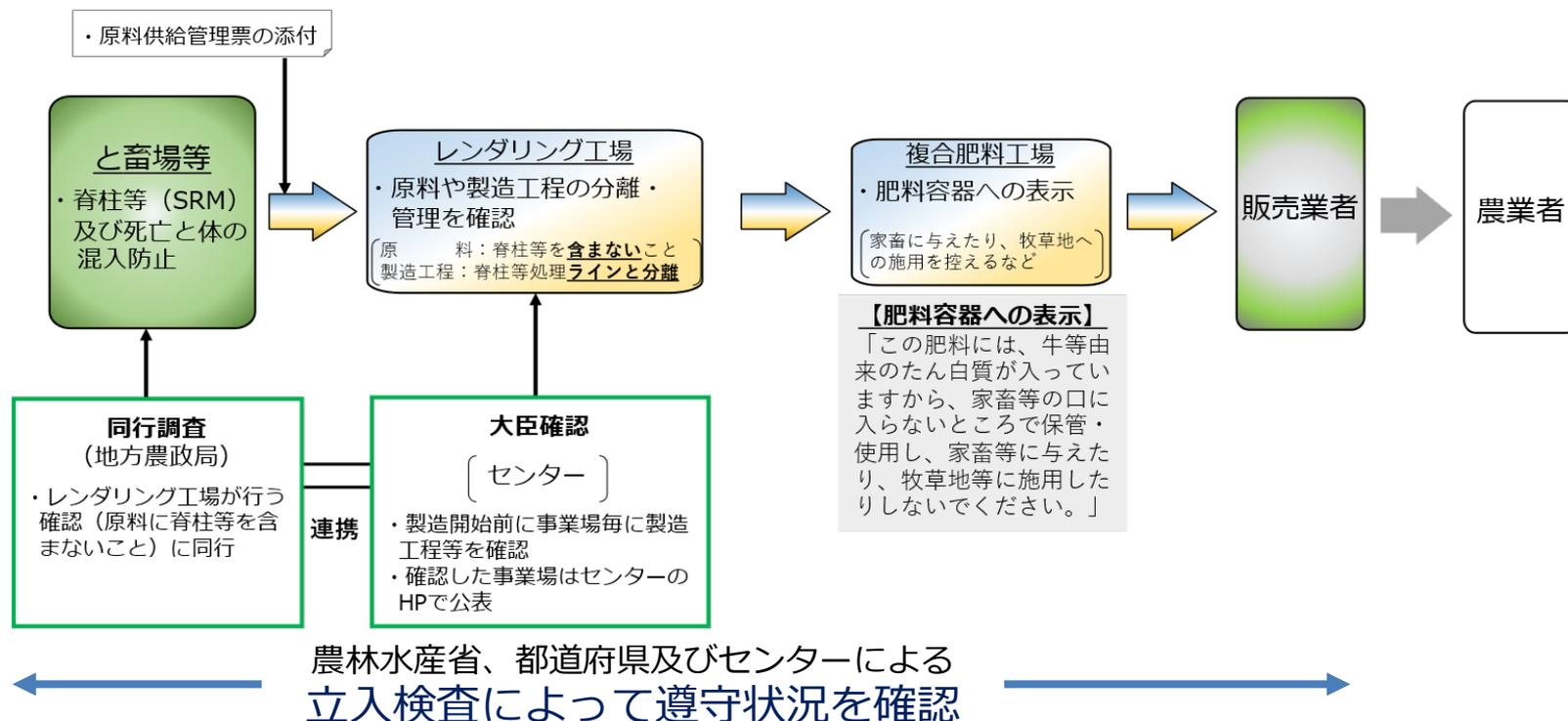
- ・ 原料加工措置
- ・ 摂取防止材等の混合
- ・ 肥料原料供給管理票の添付等

の管理措置を見直す予定

# 7 肥料規制を見直すに当たっての取組

## 引き続き実施する措置

- 飼料安全法に基づく牛等に由来するたん白質（牛等由来肥料等）の反すう動物への使用禁止
- **牛等の特定部位等が混合しないもの**として農林水産大臣の確認を受けた工程で肥料原料が製造されること
- 肥料の包装等に、**施用上・保管上の注意事項を表示**するものであること
- 農林水産省、都道府県及びセンターによる**立入検査**



## 8 肥料規制を見直すに当たっての取組

### 新たに実施する対策

牛等由来肥料の飼料への流用・誤用及び牧草地等への施用禁止を確実に実施するため、下記の対策を実施する。

- 畜産農家が牛等由来肥料を**飼料に流用・誤用しないよう注意喚起**する。
- 牛等由来肥料が牧草地等に施用されていないことを確認するため、牧草地等を所有する畜産農家に対して、都道府県を通じて、牛等由来肥料を**牧草地等に施用していないことを直接確認**。



# (参考) 牛肉骨粉等の鶏・豚用飼料への利用再開 (R6. 10)

## 牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用を再開する(※)。

略号: ○: 利用可能 ×: 利用不可

(※) 牛肉骨粉等のペットフードへの利用についても、併せて再開を検討する。

用途		牛用飼料等	馬用飼料	豚用飼料	鶏・うずら用飼料	養魚用飼料
牛※1	血粉、血しょうたん白質	×	利用再開	利用再開	利用再開	○
	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉					
めん山羊※1	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×				○
馬、豚※2	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×	○	○	○	○
家きん	チキンミール、フェザーミール、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×	○	○	○	○
魚介類	魚粉	×	○	○	○	○
ほ乳動物、家きん、魚介類	食品循環資源に含まれる動物由来たん白質	×	○	○	○	○
ほ乳動物	乳、乳製品	○	○	○	○	○
家きん	卵、卵製品	○	○	○	○	○
ほ乳動物(牛、めん山羊に限る)、家きん、魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○	○	○

※1 特定危険部位(SRM)及び死亡家畜は利用不可。

【牛のSRM】(全月齢)扁桃、回腸遠位部 (30か月齢超)頭部[脳、眼など]、脊髄、脊柱

【めん山羊のSRM】(全月齢)脾臓、回腸 (12か月齢超)頭部[脳、眼など]、脊髄

※2 豚にはいのししが含まれる。

資料：第127回プリオン専門調査会 (令和5年12月15日)

# (参考) 肥料規制の改正について

- 2001年10月 BSEの発生を受け、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料の製造・出荷の一時停止の要請
- 2001年11月 豚、家きん由来の利用再開
- 2004年5月 牛脊柱の肥料利用の禁止
- 2014年10月 牛由来肉骨粉等の利用再開
- 2018年4月 ゼラチン・コラーゲンの管理措置見直し
- 2020年4月 めん羊及び山羊由来肉骨粉等の利用再開・動物由来肥料の表示ルールの見直し
- 現在 牛由来肉骨粉等を原料とする肥料に係る規制見直しについて検討